

## 専門医・認定医認定 制度に関する細則

(平成20年10月13日制定、平成21年6月1日改定、平成21年8月1日改定、平成22年3月1日改定、平成23年3月1日改定、平成23年11月4日改定、平成24年5月28日改定、平成24年10月20日改定、平成25年10月9日改定、平成28年11月6日改定、平成30年1月21日改定、平成31年1月27日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第5条第6号に基づき、専門医認定制度（以下、「本制度」という）に関する必要な事項を定める。

(専門医の申請ならびに専門医認定証の交付)

第2条 本法人は、緩和医療に関する十分な学識と経験を有する者を専門医として認定する。専門医の認定を申請する者は、募集要項の申請条件をすべて満たすことを要する。

第3条 専門医の認定を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出し、本法人が施行する認定試験を受けなければならない。なお、既納の審査料と書類は、原則として返却しない。

第4条 専門医の申請のため、認定施設での研修ではなく認定研修施設外での研修を開始する者は、手数料を納付し、研修開始要項に定める条件を満たさなければならない。なお、既納の手数料と書類は、原則として返却しない。

第5条 専門医認定試験は、以下の通りとする。

- (1) 専門医認定試験は、年に1回施行する。
- (2) 専門医認定試験は、筆記試験および口頭試問とし、専門医として十分な知識と技術を有していることを問う問題に回答を求める。

第6条 専門医審査WPGにおいて専門医として推薦された者に対し、理事会の議決を経て、理事長が専門医認定証を交付する。なお、専門医認定証の交付を受ける者は、認定料を納付しなければならない。合格通知書受領後2カ月以内に未納の場合は、取得資格を喪失する。

第7条 専門医は、5年毎に更新の手続きをとらなければならない。

(専門医の更新申請)

第8条 専門医の更新申請には、更新料（審査料を含む）を納付し、申請に必要な書類を提出する。提出書類は募集要項に定める。なお、既納の更新料と書類は、本学会参加証を除き、原則として返却しない。

第9条 何らかの理由により更新手続きを行えなかった場合は、2年間の猶予期間を認め、更新手続きを行うことが出来る。その場合の専門医資格の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第10条 理事長は、専門医更新WPGの推薦に基づき、理事会の議決を経て、認定書の交付を行う。

(専門医の資格の喪失)

第11条 専門医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき
- (2) 専門医の更新を受けなかったとき
- (3) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき

第12条 専門医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、専門医の認定を取り消すことができる。

(暫定指導医認定の申請と認定証交付)

第13条 本法人は、専門医を育成するために緩和医療に関する十分な学識と経験を有する者を暫定指導医として認定する。

第14条 暫定指導医審査WPGにおいて暫定指導医として推薦された者に対し、理事長が暫定指導医認定証を交付する。

第15条 暫定指導医資格の認定期間は、認定年度を含む10年間であり、更新はない。

第 16 条 暫定指導医が勤務施設を異動した場合は、速やかに学会事務局に異動届を提出しなければならない。

(暫定指導医の資格の喪失)

第 17 条 暫定指導医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して暫定指導医の資格を辞退したとき
- (2) 専門医としての資格を取得したとき
- (3) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 18 条 暫定指導医としてふさわしくないと認められた者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、暫定指導医の認定を取り消すことができる。

(認定研修施設の申請ならびにその指定)

第 19 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設は、募集要項の要件のいずれかに該当することを要する。

第 20 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設の長は、認定研修施設申請書を提出しなければならない。

第 21 条 認定研修施設を申請するものは、募集要項に定める書類（所定用紙）を施設長名で提出しなければならない。

第 22 条 認定研修施設審査 WPG において推薦された診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

第 23 条 認定研修施設は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない

第 24 条 認定研修施設審査 WPG は、理事長の許可を得て申請書提出施設に対して実地調査を要請することができる。

(認定研修施設の更新)

第 25 条 認定研修施設は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。更新の手続きを申請する認定研修施設は、要件のいずれかに該当することを要する。

第 26 条 施設の認定更新を申請する診療施設の長は、認定研修施設更新申請書を提出しなければならない。

第 27 条 認定研修施設の更新を申請するものは、募集要項に定める書類（所定用紙）を施設長名で提出しなければならない。

第 28 条 認定研修施設審査 WPG は、更新申請書の審査を行い、本細則の規定を満たすものを認定研修施設として理事会に報告する。

第 29 条 認定研修施設審査 WPG において認定研修施設更新を認められた診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

(認定研修施設の資格喪失)

第 30 条 認定研修施設は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その理由が発生した日に遡りその資格を喪失する。

- (1) 認定研修施設の要件のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由を付して認定研修施設を辞退したとき
- (3) 常勤の暫定指導医または専門医または研修指導者資格を有する認定医が不在になったとき
- (4) 認定研修施設の更新を受けないとき
- (5) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 31 条 認定研修施設は、常勤の暫定指導医または専門医または研修指導者資格を有する認定医が不在になった日から、その資格を喪失する。

第 32 条 認定研修施設として不適当と認められたものに対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、認定研修施設の認定を取り消すことができる。認定研修施設を辞退し、または認定を取り消された施設は、認定証を本法人に返納しなければならない。

(審査結果の疑義)

第 33 条 審査結果に関して生じた疑義については、原則として審査結果の通知後、2 カ月間受け付ける。

(認定医の申請ならびに認定医認定証の交付)

第 34 条 本法人は、専門医の要件は満たさないものの、緩和医療に関する十分な学識と経験を有し、専門的緩和ケアを実際に提供している者を認定医として認定する。認定医の資格を申請する者は、募集要項の申請条件をすべて満たすことを要する。

第 35 条 認定医を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出し、本法人が施行する認定試験を受けなければならない。なお、既納の審査料と書類は、原則として返却しない。

第 36 条 認定医試験は以下の通りとする。

- (1) 認定医試験は、年に 1 回施行する。
- (2) 認定医試験は、筆記試験とし、認定医として十分な知識と技術を有していることを問う問題に回答を求める。

第 37 条 認定医審査 WPG において認定医として推薦された者に対し、理事会の議決を経て、理事長が認定証を交付する。なお、認定医認定証の交付を受ける者は、認定料を納付しなければならない。合格通知書受領後 2 カ月以内に未納の場合は、取得資格を喪失する。

(認定医の更新申請)

第 38 条 認定医は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。認定医の更新審査は、5 年間の認定医としての臨床実績、本学会への参加および活動の実績、緩和ケアの進歩に基づく医学的知識全般を評価する更新試験からなる。

第 39 条 認定医の更新申請には、更新料(審査料を含む)を納付し、申請要項に定める書類を提出する。提出書類は申請要項に定める。なお、既納の更新料と書類は、本学会参加証を除き、原則として返却しない。

第 40 条 何らかの理由により更新手続きを行えなかった場合は、2 年間の猶予期間を認め、更新手続きを行うことが出来る。その場合の認定医資格の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第 41 条 理事長は、認定医審査 WPG の推薦に基づき、理事会の議決を経て、認定書の交付を行う。

(認定医の資格の喪失)

第 42 条 認定医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき
- (2) 専門医としての資格を取得したとき
- (3) 認定医の更新を受けなかったとき
- (4) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (5) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 43 条 認定医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、認定医の認定を取り消すことができる。

(細則の変更)

第 44 条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。